



家畜衛生だより

令和4年度第7号（豚） 令和4年4月発行



南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

今一度、衛生管理の確認、徹底をお願いします！

令和4年3月1日からCOVID-19の世界的な感染拡大による入国条件の厳格化が見直され、観光目的以外の入国が認められるようになりました。これに伴い、海外からの渡航者が増加し、アフリカ豚熱や口蹄疫等が発生している国・地域から人・モノの往来が増えています。

引き続き、家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策の徹底をお願いします。

アフリカ豚熱：令和3年11月にタイで初めて確認。日本の周辺国での発生は拡大。また、旅客が携帯品にて違法に持ち込もうとした豚肉製品から感染性のあるウイルスが検出されるなど、日本への侵入リスクは依然高い状況。

口蹄疫：中国で令和3年10月に口蹄疫（O型）が確認。

伝染病の侵入防止のために！

農場・畜舎への部外者立入禁止
（農場入り口に畜産関係者以外立入禁止看板を設置）

畜舎への不要物持ち込み禁止

畜舎専用の長靴・手袋着用

畜舎入場時の手指の消毒

畜舎に持ち込むモノの消毒

※有機物の存在を前提に適切な濃度の消毒薬を使用しましょう。

※踏込消毒槽等は少なくとも1日1回交換しましょう！！

野生動物の侵入防止（防護柵、防鳥ネット、壁、天井の点検・補修）
（防護柵・防鳥ネットをまだ設置していない場合は早期に設置をお願いします）

毎日の健康観察、異常家畜を発見した場合の早期通報

アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航自粛

肉製品など畜産物の持ち込み禁止

※特に外国人技能実習生を受け入れている場合は注意！！

豚熱発生農場で守られていない事例が多くみられています。
従業員皆さんで徹底しましょう！



豚熱ワクチンを接種しても飼養衛生管理が重要です！

令和3年4月以降17件（群馬5、三重、栃木3、山梨2、神奈川、滋賀、宮城2、茨城2）で豚熱が発生しています。
千葉県の新隣県でも発生しています！！

- ワクチン接種しても100%免疫が付与されるわけではない
- ワクチン接種前に移行抗体が低下した豚は免疫がない



離乳豚を飼育する豚舎の感染防止対策
異常がみられた場合の早期通報

は特に重要！

豚熱、アフリカ豚熱の特定症状



40°C以上の発熱、
元気消失、食欲不振



天然孔からの
出血、血便



耳翼、四肢、
下腹部などの紫斑



下痢、便秘

その他、
・結膜炎（目やに）
・歩行困難、後肢麻痺、
けいれん
・削瘦、被毛粗剛
・流産などの異常産
・死亡頭数の増加
など

これらの症状が見られた場合、または、これらの症状以外でも、いつもと様子が違ったり、異常を発見した際は直ちに家畜保健衛生所までご連絡ください。

令和4年度定期報告書未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！



まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが、提出期限を過ぎておりますので速やかにご提出をお願いいたします。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守が要件となりました。

<ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

注) 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金> (令和4年度)

補助事業

- ・ 畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) ※注2、注3
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注2
- ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- ・ 経営継承・発展等支援事業
- ・ 農業経営継承保証保険支援事業

交付金

- ・ 消費・安全対策交付金(ハード事業) ※注2
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設) ※注2、注3
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注2

制度資金(主なもの)

畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3 / 家畜疾病経営維持資金 ※注2 / 畜産特別資金 ※注2 / 農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 / 公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

注1) 上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2) 当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3) 都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

<飼養衛生管理基準遵守状況確認書を入手するには>

- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、南部家畜保健衛生所に交付申請書を提出してください。
- 事業・交付金・制度資金の担当者から申請があった場合は、家畜の所有者に事実確認をする場合があります。

南部家畜保健衛生所
TEL : 04-7092-2304
FAX : 04-7092-1434